

# 商品取引員による 市場仲介機能の適正化

編集部

商品取引員とは投資家と先物市場をつなぐ仲介役を果たす会社のことで、株式市場における証券会社と同じような役割を演じています。投資家はこの商品取引員がいなくては商品先物取引を行うことができません。そこで今回、その仲介機能を適正にしようというものです。その場合、3つの見直し点が考えられています。

## (1)商品取引員の 許可制度の見直し

まず、商品取引員を「市場仲介機能の担い手」として、その位置づけを明確にし、その役割にふさわしい要件を課することによって信頼性の向上を図ることが必要としています。そのため、委託者保護に配慮しつつ、委託手数料の自由化などによる競争環境の変化に対応して商品取引員が創意工夫をし、多様な事業展開ができるように制度を整備することが必要としています。

具体的には、現在の商品市場ごとの許可区分や受託できる商品取引員と取次ぎ（投資家から受けた注文を、その商品市場に加入している商品取引員を通じて注文を出す）商品取引員との区分を見直すことが適当であるとしています。

また、商品取引員の財務状況も個々の商品取引員のリスク負担や業態に応じて条件を設定するとともに、純資産額の評価方法も厳格にすることが適当としています。

## 改正の主なポイント

- (1) 商品取引員の許可制度の見直し
  - ①受託等業務に対する規制
  - ②為替証拠金取引に対する規制
- (2) 商品取引員に対する行為規制の見直し
  - ①主務大臣による監督上の処分の見直し
  - ②商品取引員に対する監視・監査の効率的実施

さらに、現在、商品取引員は資本金、登録外務員数などで第一種、第二種と区別されていますが、電子取引が普及してきたこと、商品取引員の業態が多様化してきたことから、廃止することが適当としています。

## (2)商品取引員に対する 行為規制の見直し

ここでは2つの改正点を挙げています。

第1が「受託等業務に対する規制」です。これは商品先物取引で委託者と商品取引員との間のトラブルを防ごうというのがねらいです。現在、投資家を勧誘するときには「適合性原則」などがあって、商品先物取引に適合性を欠く人への勧誘は禁止されていますが、これを一層、厳格にすべきであるとしていま



す。

また、不適格な委託者の参加を防止し、自己責任に基づく主体的な投資家の参加を確保するために、従来の書面交付に留まらない実質的な仕組みやリスクなどについて商品取引員の説明義務を明確にすべきであるとしています。

さらに、商品取引員の投資家からの受託業務を公正に行うため、現行の商品取引員への規制の運用を厳格にすべきであるとしています。最近拡大している電子取引については書面交付が義務づけられていますが、既に証券で行われているように、委託者の同意がある場合は電子的手段を使って代替することを認めるのが適当としています。

一任勘定についても触れています。一任勘定とは顧客の同意を得て、商品取引員が顧客の口座で先物取引での運用を自由に行うことですが、現行では禁止されています。しかし、商品先物市場の国際化などで一任勘定へのニーズが高まっていることから、海外の投資家に限って解禁する方向にすべきであるとしています。国内の個人向けは引き続き禁止を維持すべきであるとしています。商品ファンドなどの運用を行っている商品投資顧問会社による個人向けの営業を行うことは解禁する方向で検討することが適当であるとしています。

第2が「為替証拠金取引に対する規制」です。為替証拠金取引とは少ない証拠金でドル、ユーロなど外国為替の取引を行うことで、商品取引員、証券会社、その他、業務とするところが増えていきます。ただ、商品取引員が兼業として行った場合、為替証拠金取引で損を出すと、財務面に影響を及ぼす可能性があります。そこで、商品先物取引の財務面に影響しないよう、特定業務として位置づけるべき

であるとしています。

### (3)商品取引員に対する監督

ここでは2つの改正点があります。1つは「主務大臣による監督上の処分の見直し」です。

商品先物取引では商品取引員は大豆、トウモロコシ、砂糖など農産物の取引の仲介をしている場合は農林水産大臣、石油、貴金属、ゴムなど鉱工業製品の場合は経済産業大臣の監督を受けることになっています。そして、商品取引所法などに違反した場合は主務大臣が処分することになっています。

しかし、現在の法律では商品取引員の法令違反には業務停止命令または商品取引員の許可取り消しなどしか行うことができません。そこで、個別の事案ごとに的確な是正措置を講ずることができるように、処分の内容を多様化すべきであるとしています。

もう1つは「商品取引員に対する監視・監査の効率的実施」です。商品取引員への監視と監査については、一層の効率化を図るため、主務省と商品先物業界の自主規制機関（＝商品取引所、日本商品先物取引協会、委託者債権の補償等のための基金）との連携を強化することが必要であるとしています。具体的には、商品取引所は商品先物市場で取引が公正に行われるような監視、日商協は投資家からの受託業務にかかわる規制や紛争の処理、そして、基金は財務面の監視——というように、各機関の役割分担を明確にし、一層、連携により効率化を図ることが重要であるとしています。

これらの改正は委託者保護を強化するとともに、より効率的、公正に商品先物取引を行おうというもので、これが実施されれば、一層、利便性、信頼性が高まると思われます。